

令和 6 年度

札幌市文化財保護審議会
(第 1 回)

令和 6 年 8 月 2 日 (金)

市民文化局文化部

I 経常事業（文化財係関係）

1 令和5年度事業報告

(1) 市内文化財の指定等

令和5年度の市内指定・登録文化財の状況については別添資料のとおり（別添資料1－1、1－2）。新たな指定・登録はなかった。

また、未指定・未登録文化財の保存・活用の機運醸成を目的に、令和5年度から「札幌市地域文化財認定制度」を運用開始し、5件認定した（別添資料1－3）。令和6年度は、要綱の一部改正を行った上で引き続き推薦を募集する予定（別添資料4）。

(2) 札幌市所有文化財の保存・活用

札幌市が所有する指定・登録等文化財のうち建造物や史跡については、文化財本来の価値を損なわないよう適切な維持管理を行うとともに、市民等のニーズを踏まえた幅広い活用のあり方を検討の上、修繕や復元、耐震化等の保存・活用工事を実施し、観覧施設等として公開等を行っている。また、指定文化財である歴史資料等は、複製を活用するなどして適切な保存と公開に努めている。

文化部では、15件の指定文化財（国指定：5件、道指定：2件、市指定8件）を所管するほか、市有施設等において地域の団体等が資料の保存・展示を行う郷土資料館への支援を行っている（別添資料1－4、1－5）。

指定管理者制度を導入している時計台、豊平館、旧札幌控訴院庁舎（札幌市資料館）、旧永山武四郎邸及び旧三菱鉱業寮のうち、旧札幌控訴院庁舎は指定管理期間満了に伴い、令和6～10年度における指定管理者の選定を行った（前指定管理者が継続）。

(3) 無形文化財保存伝承事業

市指定無形文化財丘珠獅子舞及びアイヌ民族の伝統行事であるアシリチェプノミの保存伝承事業に対する補助事業を例年実施している。令和5年度は、丘珠獅子舞が9月18日に4年ぶりに実施された。アシリチェプノミの保存伝承事業については、補助事業としての実施がなかった。



丘珠獅子舞奉納演舞

札幌市指定無形文化財に指定されており、丘珠獅子舞保存会によって保存・伝承がなされている。毎年丘珠神社秋季例祭に獅子舞を奉納しており、令和5年度は4年ぶりの実施となった。

アシリチェプノミ

例年、新しい鮭を迎える儀式として豊平川河川敷で行われ、アイヌ古式舞踊等が披露される。令和5年度は補助事業としての実施はなかった。



(4) 文化財の普及啓発

市民等に対し、文化財の価値と魅力を発信するため、各種情報媒体の整備、文化財課ホームページでの情報発信、職員による文化財の普及啓発講座等を実施した。

例年実施している文化財保護指導員による文化財普及講座は、令和5年度は5件、その他小学生向けの出前教室「学校DEカルチャー」2件の実績であった。

(5) その他の主な取組

- ・ 時計台創建記念日記念行事

時計台をより市民に親しんでもらうための活動を行っている「時計台まつり実行委員会」により、「時計台創建145周年記念式典」及び「記念演奏会」が開催された。

例年は記念行事への補助を行っているが、補助の申し出がなかったことから、記念行事の広報等の支援を行った。

2 令和6年度実施予定事業

(1) 札幌市所有文化財の保存・活用（継続）

(2) 無形文化財保存伝承事業（継続）

丘珠獅子舞及びアシリチェプノミ保存伝承活動への支援を継続。

(3) 文化財の普及・啓発（継続）

文化財保護指導員による文化財普及講座の継続。

冊子「札幌の文化財」及び「文化財めぐりマップ」の配布を継続。

(4) その他

時計台創建記念日記念行事への支援を継続。

Ⅱ 経常事業（埋蔵文化財係関係）

1 令和5年度事業報告

(1) 埋蔵文化財保護事業

- ・ 埋蔵文化財協議

表1 令和5年度 埋蔵文化財協議件数

事業 区分	照会 件数	協議書 件数	取扱い指示件数				文化財保 護法に基 づく届出・ 通知	所在 調査 実施 件数	試掘 調査 実施 件数	工事 立会 実施 件数	発掘 調査 実施 件数
			発掘 調査	工事 立会	慎重 工事	その 他					
民間	616 (+84)	41 (+4)	0 (-1)	10 (-2)	26 (+2)	4 (-2)	35 (0)	0 (0)	11 (-2)	13 (+3)	0 (-1)
公共	283 (-16)	32 (-7)	0 (0)	23 (+4)	5 (+1)	13 (-3)	13 (+4)	3 (-1)	6 (-3)	21 (+10)	1 (0)
総計	899 (+68)	73 (-3)	0 (-1)	33 (+2)	31 (+3)	17 (-5)	48 (+4)	3 (-1)	17 (-5)	34 (+13)	1 (-1)

※（ ）内は前年度比増減値（令和5年度件数－令和4年度件数）

- ・ 発掘調査事業

表2 令和5年度 発掘調査事業

遺跡名	業務 内容	委託者	事業内容	所在地	遺跡の 時期	遺跡の概要	面積 (㎡)
K498	発掘調査	札幌市	道路新設	北) 屯田町	縄文文化	竪穴住居跡、土器、石器など	3,100
N434	報告書 作成	民間	建物建設	西) 八軒4東 5	縄文、擦文 文化	竪穴住居跡、土器、石器など	690

(2) 普及啓発事業

- ・ 埋蔵文化財展示室企画展

- ① 令和5年度企画展「縄文世界遺産と札幌の縄文土器」（令和5年4月1日～8月31日）
- ② 令和5年度道指定文化財特別展「K446 遺跡の擦文文化」（令和5年9月1日～10月31日）
- ③ 令和5年度企画展「札幌の大昔の暮らしと食べ物 ～動物を狩る～」(令和5年11月10日～令和6年4月18日)

表3 令和5年度 普及啓発事業（（ ）内は令和4年度数）

	展示室入場者	団体見学			出前講座
		学校関係	一般	総計	
件数	—	10(2)	2(1)	12(3)	4(9)
人数	40,657(37,231)	218(24)	72(12)	290(36)	345(1,005)

(3) 丘珠縄文遺跡運営管理事業

- ・ 発掘調査、縄文体験学習、遺跡公開イベント等を実施
- ・ ボランティア活動を再開

表4 令和5年度 丘珠縄文遺跡利用者数（（ ）内は令和4年度数）

	来場者	団体利用	縄文土器 づくり	縄文土器 野焼き	縄文玉づくり
件数	—	15(1)	2日(2日)	1日(1日)	2日(2日)
人数	50,776(42,372)	609(53)	79(52)	12(10)	129(106)

2 令和6年度実施予定事業

(1) 埋蔵文化財保護事業

- ・ 発掘調査事業

表5 令和6年度 発掘調査事業

遺跡名	業務内容	委託者	事業内容	所在地	遺跡の 時期	遺跡の概要	面積 (㎡)
K557	発掘調査	札幌市	道路新設	北)西茨戸	縄文文化	土器、石器など	700
K498	整理	札幌市	道路新設	北)屯田町	縄文文化	竪穴住居跡、土器、石器など	5,200

(2) 普及啓発事業

- ・ 埋蔵文化財展示室速報展・特別展・企画展、団体見学、校外学習、出前講座、小学生向けの出前教室「学校DEカルチャー」、カルチャーナイト等の実施
- ・ 発掘調査報告書デジタルデータのウェブサイト（「全国遺跡報告総覧」）での公開の取組

(3) 丘珠縄文遺跡運営管理事業

- ・ 体験学習、発掘調査（北海道大学連携・考古学実習）、遺跡公開イベント、ボランティア養成活動等の実施

Ⅲ 政策事業

1 歴史文化のまちづくり推進事業

札幌市と市民・有識者等が連携し、札幌市文化財保存活用地域計画に基づき、文化財の調査や活用等の取組を推進するもの。

令和2年3月に設立した、札幌市歴史文化のまちづくり推進協議会（構成団体は、札幌市、一般社団法人札幌観光協会、札幌商工会議所。以下「協議会」という。）による市民ワークショップ等各種事業の推進のほか、市内文化財のデータベース化、郷土資料館の支援手法検討を行う。

また、札幌市文化財保存活用地域計画の計画期間が令和6年度末までのため、次期計画案を作成し、今年度末に文化庁への提出を予定。

(1) 文化財データベースの構築

市内の指定・登録文化財、さっぽろ・ふるさと文化百選選定物件、札幌市の既往調査で把握した歴史的建造物（指定・登録文化財を除く）、一部を除く郷土資料館収蔵資料の情報を集約したデータベースを構築し、令和3年3月よりインターネットで公開。併せて、データベースに登録された情報のスマートフォン向けアプリ「にっぽん風景なび」への掲載を令和3年6月から開始した。

データベースの情報は随時追加等掲載内容の更新を行っている。

(2) 協議会による事業

令和2年度以降、札幌の文化財・歴史文化の価値と魅力を伝える新たなコンテンツである関連文化財群とストーリー（以下「関連文化財群等」という。）設定に向けた市民ワークショップを開催し、7つのテーマの関連文化財群等を設定した。また、文化財や歴史文化を観光資源等として活用する取組を促すため、ボランティアガイド講習会、モニターツアー、文化財の普及・啓発のためのシンポジウムを開催したほか、設定した関連文化財群等を題材とした市内文化財の周遊促進のためのパンフレットを作成した。

上記事業については、主に文化庁からの補助金を財源として実施してきたが、令和5年度は総括評価期間により、補助金の交付が受けられなかったため、例年よりも規模を縮小し、市民ワークショップ、シンポジウム、子ども向け周遊促進パンフレット制作を実施した（別添資料2）。また、地域で郷土資料館を支える仕組み作りを検討し、館と市民との接点を作る具体的な方策を整理するためのワークショップ、及び市内の未指定・未登録文化財（建築物）を対象とした現況調査や価値評価を行った。

令和6年度は文化庁補助金を財源として、市民ワークショップ、ボランティアガイド、シンポジウム、新たに設定する関連文化財群等を題材とした市内文化財の周遊促進のためのパンフレットを製作する予定（別添資料3）。また、ふるさと納税の寄附金を活用した事業の実施も予定している。

(3) 郷土資料館支援

札幌市が建物又は土地を所有している郷土資料館（計13施設）においては、入館者数の低迷や、展示内容の陳腐化、管理運営にかかわる保存団体等の高齢化による担い手不足等、様々な課題を抱えていることから、その支援手法を検討する。

令和3年度は、過去のアンケートやヒアリング結果をもとに抽出した課題について、他都市の状況調査等を行い、将来的に札幌市へ求められる方策の整理を実施。

令和4年度は、上記を踏まえ、「市内郷土資料館魅力発信業務」として札幌村郷土記念

館、簾舞郷土資料館、つきさっふ郷土資料館、新琴似屯田兵中隊本部の収蔵品の一部を「北海道デジタルミュージアム」へ登録、また各館の魅力発信の足掛かり及び来館者の利便性向上のためインターネット環境の整備（Wi-Fi 敷設）を実施。

令和5年度は、市内の郷土資料館を紹介するパンフレットを作成し、令和6年4月から各郷土資料館や文化財施設等の配架を行った。



令和6年度は、子ども向けの郷土資料館案内パンフレットの作成を行う予定。

(4) 第2期札幌市文化財保存活用地域計画作成

札幌市文化財保存活用地域計画の計画年度が令和6年度で終了することから、今年度中に第2期札幌市文化財保存活用地域計画（以下、「次期計画」という。）の計画案を作成し、今年度末に文化庁に提出予定。

次期計画の認定を受けるにあたり、文化財保護法に基づき、札幌市文化財保護審議会の意見聴取が必要であることから、次期計画の素案についてご意見を頂戴したい。

2 文化財施設等保全事業

文化財施設の適切な保存のため、事後修繕ではなく、予防的修繕を計画的に実施することを目的とし、平成29年度に事業化したもの。令和2年度からは施設の耐震化も事業として位置付けたほか、令和3年度からは対象を文化財課所管の郷土資料館まで広げている（別添資料5、6、7）。

耐震化事業は、令和5年度は、清華亭の耐震改修工事を実施した。また旧黒岩家住宅について令和4年度に耐震診断、令和5年度に耐震・保存修理の基本検討を終え、令和6年度は耐震・保存修理の実施設計を行っている。

その他本市所有の市指定有形文化財施設については、平成18年度に耐震予備診断を実施しており、診断の結果、「大地震時に倒壊する可能性が高い」という結果が出ている。なお、耐震化事業は、来館数の多い文化財施設から優先的に実施し、保存修繕は、優先順位の高い箇所から順次修繕を行っている。

3 時計台保存修理事業

札幌のシンボルである時計台について、将来に継承していくための保存修理工事を計画するとともに、防火対策の強化や魅力アップと更なる集客を図るための整備を検討することを目的に昨年度から事業化したもの（別添資料8）。

本事業においては、次回の大規模改修工事に向けて、主に以下に挙げた内容について、有識者による保存活用計画検討委員会を設置し意見を伺いながら検討を進める。

- ・ 内部改修（平成30年度の大規模改修では未実施）
- ・ 外壁劣化部の修繕
- ・ 時計機械オーバーホール
- ・ 文化庁の防火対策推進の方針を踏まえた追加の防火対策
- ・ 近年の夏場の気温上昇に対応するための冷房設備設置

令和6年7月より保存活用計画策定業務に着手しており、上記検討内容を反映した保存活用計画を2か年かけてまとめる予定で進めている。

4 旧札幌控訴院庁舎（札幌市資料館）保存修理事業

当該事業は、令和2年12月の国の重要文化財指定に伴い、従前計画を見直し、より文化的価値を高める公開活用の実施を目的として、その価値に配慮した耐震補強・保存修理・機能向上改修するため、令和5年度より事業化したもの。

令和5年度より耐震診断及び保存活用計画策定業務に着手し、有識者による保存活用検討委員会からの意見を伺いながら2か年かけて耐震補強の方向性と保存活用計画をまとめる予定で進めている。

現時点の検討経過として、今後文化的価値の保存と活用を両立していくためには、バリアフリーや防災機能など、施設に必要な設備を整備するための手法を検討しているところである。

□概略スケジュール（※現時点での予定。今後変更になる可能性あり。）

R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
耐震診断 保存活用計画		基本設計	実施設計	耐震補強・保存修理等工事				

4 指定文化財、登録文化財及び地域文化財一覧

指定文化財一覧表

種 類		名 称	所在地・電話	所 有 者	指定年月日	摘 要
国指定	重要文化財	八 窓 庵 (旧 舎 那 院 忘 筈)	中央区中島公園1番 531-0029	札幌市	昭25. 8. 29	江戸初期の茶人小堀遠州（1579～1647年）の晩年の作と伝えられる草庵風の茶室。
	〃	豊 平 館	中央区中島公園1番20号 211-1951	札幌市	昭39. 5. 26	明治13年に開拓使が建てた洋風建築物で、明治初期のホテル建築の貴重な遺構。
	〃	北 海 道 庁 旧 本 庁 舎 (赤 れ ん が 庁 舎)	中央区北2・3条西5・6丁目 231-4111	北海道	昭44. 3. 12	明治21年に建てられた米国風ネオ・バロック様式の官庁建築物。
	〃	北 海 道 大 学 農 学 部 (旧東北帝国大学農科大学) 第 二 農 場	北区北18・19条西7・8丁目 北海道大学構内 716-2111	国立大学法人 北海道大学	昭44. 8. 19	明治42年から本道酪農の模範農場として造られた。耕馬舎、穀物庫等全9棟。
	〃	旧 札 幌 農 学 校 演 武 場 (時 計 台)	中央区北1条西2丁目 231-0838	札幌市	昭45. 6. 17	米国中西部建築様式の影響を受けた実用的な建物で、明治11年に開拓使が建築。
	〃	北 海 道 大 学 農 学 部 植 物 園 ・ 博 物 館	中央区北3条西8丁目 北海道大学植物園内 221-0066	国立大学法人 北海道大学	平1. 5. 19	明治15年建築の博物館本館 同33年建築の博物館事務所 同17年建築の博物館倉庫 同44年建築の植物園門衛所など
	〃	旧 開 拓 使 工 業 局 庁 舎	厚別区厚別町小野幌 (北海道開拓の村内)	北海道	平25. 8. 7	明治10年に札幌市街中心部に建設され、昭和54年に北海道開拓の村に創建時の姿で移築された。明治初期の北海道開拓を支えた開拓使工業局の工作場の現存唯一の遺構
	〃	旧 札 幌 控 訴 院 庁 舎	中央区大通西13丁目4番地 194 251-0731	札幌市	令2. 12. 23	大正15年に建てられた札幌軟石を使用した建物。多彩な石加工技術を見ることができる。
	〃	太 刀 銘 国 俊	—	個人所有	昭8. 1. 23	山城国栗田口の刀鍛冶、国俊作の太刀。刃文は甘美ではないが鍛えが優れており、古来名刀として名高い。
	〃	刀 無 銘 伝 来 国 行	—	個人所有	昭31. 6. 28	その作風と優れた技量からみて来派の作と鑑定されるもので、国行の作と見られる健全な名刀。
	〃	カラフトナヨロ惣乙名文書 (ヤエンコロアイヌ文書)	北区北8条西5丁目 北海道大学附属図書館 706-2994	国立大学法人 北海道大学	令1. 7. 23	カラフト西岸ナヨロの惣乙名(複数村落の統括者)をつとめたアイヌの氏族長の家に保管、伝来した文書群。
	重要有形民俗文化財	アイヌのまるきぶね	中央区北3条西8丁目 北海道大学植物園 北方民族資料室内 221-0066	国立大学法人 北海道大学	昭32. 6. 3	シイク・トヨタリケ氏によって、大正末期に製作。
	重要無形民俗文化財	アイヌ古式舞踊	南区小金湯27 札幌市アイヌ文化交流センター（保護団体事務局） 596-1610	札幌ウポポ保存会	平6. 12. 21 (保護団体指定)	アイヌの人々に伝承されている芸能。
	史 跡	開 拓 使 札 幌 本 庁 舎 旧 北 海 道 庁 本 庁 舎	中央区北2・3条西5・6丁目 231-4111	北海道	昭42. 12. 15	明治6年10月に建築された開拓使札幌本庁舎跡。
	〃	琴 似 屯 田 兵 村 兵 屋 跡	西区琴似2条5丁目 621-1988	札幌市	昭57. 5. 7	明治7年に建設された北海道最初の屯田兵村の兵屋跡で兵屋番号133番。
	天 然 記 念 物	円 山 原 始 林	円山 563-6111（石狩森林管理署）	林野庁	大10. 3. 3	海拔226mの山で390種の植物分布がみられる。
	〃	藻 岩 原 始 林	藻岩 563-6111（石狩森林管理署）	林野庁	大10. 3. 3	414種の冷温帯の豊富な植物分布がある。海拔531m。

種 類		名 称	所在地・電話	所 有 者	指定年月日	摘 要
道指定	有形文化財	琴 似 屯 田 兵 屋	西区琴似1条7丁目 琴似神社境内 621-5544	琴似神社 (管理琴似屯田保存会)	昭39.10.3	明治8年に入植した北海道最初の屯田兵村の兵屋の1棟で、兵屋番号140番の遺構。
	〃	札幌市 K-446 遺跡出土の遺物	中央区南22条西13丁目 札幌市埋蔵文化財センター 512-5430	札幌市	昭55.8.12	擦文時代の土器、土製支脚、紡錘車の合計17個。
	〃	旧 永 山 武 四 郎 邸	中央区北2条東6丁目2番地 232-0450	札幌市	昭62.11.27	第2代北海道庁長官永山武四郎の私邸で、明治10年代に建築された和洋折衷の住宅。
	〃	新 琴 似 村 屯 田 兵 村 記 録	北区北8条西5丁目 北海道大学附属図書館 706-3956	国立大学法人 北海道大学	平28.3.31	北区新琴似地区に入植した屯田兵の明治中期～昭和初期の自治活動に関する記録。
市指定	有形文化財	清 華 亭	北区北7条西7丁目 746-1088	札幌市	昭36.6.7	札幌最初の公園「偕楽園」に明治13年貴賓接待所として建築。
	〃	新 琴 似 屯 田 兵 中 隊 本 部	北区新琴似8条3丁目 765-3048 (現地管理人) 761-4205 (新琴似まちづくりセンター)	札幌市	昭49.4.20	明治19年に新琴似屯田兵村の本部として建築されたもので、週番所(中隊本部)としては札幌に残る唯一のもの。
	〃	旧 黒 岩 家 住 宅 (旧 簾 舞 通 行 屋)	南区簾舞1条2丁目 596-2825	札幌市	昭59.3.28	明治5年に有珠新道の交通の要所となるミソマップ(簾舞)に建築されたもので、札幌における通行屋の唯一の遺構。
	〃	木 造 日 蓮 聖 人 坐 像	中央区南11条西9丁目 豊葦山妙心寺 511-7634	豊葦山 妙心寺	昭56.7.21	彩色寄木造りで、僧日住が厄除けのため寛文6年(1666年)に造立させたもの。
	〃	旧 琴 似 川 流 域 の 竪 穴 住 居 跡 分 布 図	中央区南22条西13丁目 札幌市埋蔵文化財センター 512-5430	札幌市	平16.8.25	明治27・28年頃高畑宜一氏により作成された、市内都心部から北区麻生町付近までの擦文時代(約1300年～800年前)の竪穴住居跡の窪みを約720カ所記録した分布図。
	〃	札幌市 N30 遺跡出土品	中央区南22条西13丁目 札幌市埋蔵文化財センター 512-5430	札幌市	平16.8.25	平成7・8年に、西区二十四軒4条1丁目で発掘調査した縄文時代後期から晩期(約3700～2300年前)の出土品(1,413点)。縄文時代晩期末の墓からは、土偶やサメの歯も出土。
	〃	札幌独立キリスト教会文書	中央区大通西22丁目 札幌独立キリスト教会 641-3522	札幌独立 キリスト教会	平28.7.28	クラーク博士起草の「イエスを信ずる者の契約」等、明治初期の文書計7点。
	無形文化財	丘 珠 獅 子 舞	東区丘珠(保持団体住所)	丘珠獅子舞 保存会	昭49.10.25	明治25年に富山県からの移住者によって伝えられ、伝承してきた獅子舞。
	史 跡	手 稲 山 口 バ ッ タ 塚	手稲区手稲山口324-308	札幌市	昭53.8.21	明治16年にトノサマバッタの大群を駆除するために、大量の卵のうを埋めた畝状の塚跡。
	有形文化財 及び史跡	札幌村・大友亀太郎関係 歴史資料及び史跡	東区北13条東16丁目 札幌村郷土記念館 782-2294	札幌市	昭62.2.20	慶応2年(1866年)、札幌村は大友亀太郎によって開拓が進められ、その後、玉葱栽培の先進地として発展した。これらの歴史資料及び役宅跡。

令和6年4月1日現在

登録文化財一覧表

名 称	所在地・電話	所 有 者	登録年月日	摘 要
北海道大学古河記念講堂 (旧東北帝国大学農科大学 林学科教室)	北) 北 9 条西 7 丁目 北海道大学構内 716-2111	国立大学法人 北海道大学	平 9. 9. 3	明治 42 年に建てられた、 フランス・ルネサンス風の 木造建築物。
北星学園創立百周年記念館 (旧北星女学校宣教師館)	中) 南 4 条西 17 丁目 891-2731	北 星 学 園	平 10. 9. 2	大正 15 年、スイス人建築家 ヒンデルが実施設計し建て た洋風建築。
日本基督教団札幌教会 (旧札幌美以教会堂)	中) 北 1 条東 1 丁目 221-2444	札 幌 教 会	平 10. 9. 2	明治 37 年に建てられた、ロ マネスク風の教会建築。
北海道知事公館 (旧三井クラブ)	中) 北 1 条西 16 丁目 611-4221	北 海 道	平 11. 10. 14	昭和 11 年に三井家札幌別邸 新館として建てられた、ハー フティンバーの洋館。
杉野目家住宅	中) 南 19 条西 11 丁目	個 人 所 有	平 11. 10. 14	昭和 8 年に建てられた、 チューダー様式による集中暖 房住宅。
北海道大学農学部博物館 パチェラー記念館	中) 北 3 条西 9 丁目 北海道大学植物園内 221-0066	国立大学法人 北海道大学	平 12. 4. 28	明治 31 年建築のパチェラー 博士の旧宅を移築した、総 2 階建、全面下見板張の洋館。
北海道大学附属植物園庁舎 (旧札幌農学校動植物学教 室) ※現 宮部金吾記念館	中) 北 3 条西 8 丁目 北海道大学植物園内 221-0066	国立大学法人 北海道大学	平 12. 4. 28	明治 34 年建築、昭和 17 年 に建物の一部を移築したもの。 木造 2 階建。
北海道大学旧札幌農学校 昆虫及養蚕学教室	北) 北 9 条西 8 丁目 北海道大学構内 (問合わせ) 北大交流プ ラザ「エルムの森」 706-4680	国立大学法人 北海道大学	平 12. 4. 28	明治 34 年に建てられた、 I 字型平面を持つ木造平屋建の 建物。
北海道大学旧札幌農学校 図書館読書室	北) 北 9 条西 8 丁目 北海道大学構内 716-2111	国立大学法人 北海道大学	平 12. 4. 28	明治 35 年に建築された、 T 字型平面を持つ木造平屋建の 図書館閲覧棟。
北海道大学旧札幌農学校 図書館書庫	北) 北 9 条西 8 丁目 北海道大学構内 716-2111	国立大学法人 北海道大学	平 12. 4. 28	明治 35 年に建築された、 煉瓦造 2 階建、切妻造りの 倉庫建築。
エドウィン・ダン記念館 (旧北海道庁真駒内種畜場 事務所)	南) 真駒内泉町 1 丁目 581-5064	札 幌 市	平 12. 9. 26	明治 20 年建築。下見板張、 寄棟造で、正面中央の玄関及び 屋根窓は切妻造。
旧西岡水源池取水塔	豊) 西岡公園内	札 幌 市	平 13. 8. 28	明治 42 年に建築された水道施 設の遺構の一部。
黒田家住宅 (主屋・蔵・表門・石塀)	中) 南 13 条西 7 丁目	黒 田 合 資 会 社	平 22. 9. 10	大正 13～15 年に建築された大 正末の地域の建築事情を知る 上で貴重な住宅。
沼田家住宅旧第二りんご倉庫	豊) 西岡 4 条 10 丁目	個 人 所 有	平 24. 8. 13	昭和 28 年建築。整った意匠が 特徴の煉瓦造倉庫。
柳田家住宅旧りんご蔵	豊) 平岸 2 条 5 丁目	個 人 所 有	平 24. 8. 13	大正後期に建てられた、草創期 の煉瓦造りんご貯蔵庫。煉瓦造 2 階建て。
遠藤家住宅 (主屋・蔵・南石蔵・北石蔵・ 表門・塀)	中) 南 6 条西 5 丁目	個 人 所 有	平 26. 10. 7	大正 8 年頃建築。札幌軟石と煉 瓦の塀で囲まれ、洗練された意 匠を持つ近代和風建築。
札幌市旧三菱鉱業寮	中) 北 2 条東 6 丁目 232-0450	札 幌 市	令 1. 9. 10	三菱鉱業株式会社が昭和 12 年 頃に旧永山武四郎邸に附設す る形で福利厚生施設として増 築した洋館。
北海道大学空沼小屋	南) 常盤 石狩森林管理署 1157 イ林小班 (問合わせ) 北海道大学 学生支援課 706-7546	国立大学法人 北海道大学	令 4. 6. 29	昭和 3 年建築されたスキーヒ ュッテ。北海道戦前期のログ工 法建築の数少ない遺構。

令和 6 年 4 月 1 日現在

地域文化財一覧表

種 類	名 称	所 在 地	所 有 者	認定年月日	摘 要
無 形 民 俗 文 化 財	篠路歌舞伎	北) 篠路 ※保持団体所在地	篠路歌舞伎保 存会	令 6. 3. 28	明治35年に烈々布神社春祭りに「篠路烈々布素人芝居」として催されたことが起源の民俗芸能。
無 形 民 俗 文 化 財	新琴似歌舞伎	北) 新琴似 ※ 保持団体所在地	新琴似歌舞伎 保 存 伝 承 会	令 6. 3. 28	明治30年頃、地域の若者が集い、日々の厳しい労働から精神的な開放等を求めたことで発祥した民俗芸能。
有形文化財	苗穂小学校学校記念館	東) 北 9 条東 13 丁目 1-1	札 幌 市	令 6. 3. 28	昭和12年に建設された木造校舎の一部を保存したもの。札幌市街地では唯一の木造2階建て校舎。
有形文化財	阿部家住宅	札幌市北区 ※個人宅	個 人 所 有	令 6. 3. 28	明治30年に建築されたとされる洋風建築物。和室、大正モダンの特徴を伝える洋間等特徴がある。
記 念 物	阿部氏庭	札幌市北区 ※個人宅敷地内	個 人 所 有	令 6. 3. 28	昭和戦前期の頃からの植生と言われるクリの木などが歴史ある住宅を彩っている。

令和6年4月1日現在

5 文化部所有文化財の管理及び活用状況

令和6年4月1日現在

文化財の名称	管理状況	活用の形態	開館時間 休館日（年末年始を除く）	観覧者数(人)			対前年比% (R5/R4)
				令和3年度 ※1	令和4年度	令和5年度	
旧札幌農学校演武場 （時計台）	指定管理者による 管理運営	一般公開の他、講演会・音 楽会・会議場等として活用	一般公開 8:45～17:10 ホール使用 17:30～21:00 ※年末（12/29～31）開館	89,648 ホール使用 9,026	239,530 ホール使用 16,902	290,225 ホール使用 16,679	121.2 ホール使用 98.7
豊平館	指定管理者による 管理運営	一般公開の他、貸室として 多目的に活用	一般公開 9:00～17:00 貸室使用 9:00～22:00 第2火曜日（祝日の場合は翌日）	15,070	28,081	36,743	130.8
八窓庵 （旧舎那院忘筌）	警備清掃を業者委託	4月下旬～11月初旬まで一 般公開（外観見学のみ）	9:00～17:00 左記期間中無休	1,946	5,934	7,215	121.6
旧札幌控訴院庁舎 （札幌市資料館）	指定管理者による 管理運営	一般公開の他、貸室として 多目的に活用	一般公開 9:00～19:00 月曜日（祝日の場合は翌日）	61,632	108,327	126,216	116.5
琴似屯田兵村兵屋跡	警備清掃を業者委託	一般公開（5月～9月に菜園 事業を実施）	9:00～16:00 無休	2,540	5,071	5,523	109.0
札幌市 K-446 遺跡出土の遺 物	埋蔵文化財センター で保管・管理	埋蔵文化財センター展示室 で一般公開（不定期）	8:45～17:15 祝日（5/3～5、11/3 は開館）				
旧永山武四郎邸	指定管理者による 管理運営	一般公開、隣接している旧 三菱鉱業寮は貸室として多 目的に活用	一般公開 9:00～22:00 第2水曜日（祝日の場合は翌日）	19,277	46,156	47,551	103.0
清華亭	警備清掃を業者委託	一般公開	9:00～17:00 無休	1,953	5,616	535 ※2	9.5
新琴似屯田兵中隊本部	警備清掃を地元の保 存会に委託	屯田兵資料を展示し、一般 公開（4月～11月）	10:00～16:00 火・木・土曜日のみ開館 12～3月 は閉館	731	2,810	2,891	102.9
旧黒岩家住宅 （旧簾舞通行屋）	管理運営を地元の保 存会に委託	札幌の通行屋の唯一の遺構 を一般公開	9:00～16:00 月曜日（祝日の場合は翌日） 祝日の翌日	509	1,001	1,120	111.9
旧琴似川流域の竪穴住居跡 分布図	埋蔵文化財センター に展示	埋蔵文化財センター展示室 にレプリカを展示し、一般 公開	8:45～17:15 祝日（5/3～5、11/3 は開館）				
札幌市 N30 遺跡出土品	埋蔵文化財センター に展示	埋蔵文化財センター展示室 に出土品の一部を展示し、 一般公開	8:45～17:15 祝日（5/3～5、11/3 は開館）				
手稲山口バツタ塚	職員による定期的な 巡回警備	一般公開	8:00～17:00 山口緑地の公開 時間に同じ（冬季閉鎖）				
札幌村・大友亀太郎関係 歴史資料及び史跡	札幌村郷土記念館に 保管し、管理を地元保 存会に委託	札幌村郷土記念館に展示し て一般公開	10:00～16:00 月曜日（祝日の場合は翌日も） 祝日の翌日	846	1,952	1,956	100.2
合計				194,152 ホール 9,026	444,478 ホール 16,902	519,975 ホール 16,679	117.0 ホール 98.7

※1 令和3年度5月4日から7月11日、7月23日から9月30日まで新型コロナウイルス感染症の影響の為に休館。

※2 令和5年5月1日から令和6年4月21日まで、耐震保全改修工事のため休館。

10 札幌市内郷土資料館等一覧

令和6年4月1日現在

	名称	所在地 連絡先	休館日等 開館時間	敷地 所有（所管）	建物 所有（所管）	設置年月日	管理状況	収蔵数	令和5年度 入館者
1	手稲記念館	西区西町南 21 丁目 661-1017	火・木・日・祝・年末年始 9:00～17:00（展示室）	2,598 m ² 文化部	鉄筋コン造 1 階建 （一部木造）690 m ² 文化部	昭和 44 年 12 月	札幌市（文化部） 展示室：手稲記念館管理運営委員会委託 会議室・講堂：同委員会へ貸付	1,126 点	580 人
2	札幌村郷土記念館	東区北 13 条東 16 丁目 782-2294	月（祝日の場合は翌日も休館）・ 祝日の翌日・年末年始（12月29日 ～翌年の1月5日）10:00～16:00	553 m ² 文化部	鉄骨造 2 階建 266 m ² 文化部	昭和 52 年 4 月	札幌村郷土記念館保存会 館長 1 名（市指定文化財の管理 については委託している。）	2,761 点	1,956 人
3	つきさつぷ郷土資料館	豊平区月寒東 2 条 2 丁目 854-6430	4～11 月の水・土のみ開館 10:00～16:00	423 m ² 文化部	レガ造 2 階建 （一部木造） 359 m ² 文化部	昭和 60 年 6 月	月寒地区町内会連合会 当番 数名	約 4,000 点	1,398 人
4	簾舞郷土資料館	南区簾舞 1 条 2 丁目 旧黒岩家住宅内 596-2825	月（祝日の場合は翌日）・祝日の 翌日・年末年始 9:00～16:00	600 m ² 文化部	木造 1 階建の一部 99 m ² 文化部	昭和 61 年 4 月	旧黒岩家住宅保存会 当番 1 名	1,024 点	1,120 人
5	新琴似屯田兵中隊本部	北区新琴似 8 条 3 丁目 新琴似屯田兵中隊本部内 765-3048	4～11 月の火・木・土のみ開館 10:00～16:00	新琴似神社	木造 1 階建 197 m ² 文化部	昭和 49 年 4 月	新琴似屯田兵中隊本部保存会 当番 1 名	243 点	2,891 人
6	あしりべつ郷土館	清田区清田 1 条 2 丁目 清田区民センター内 885-0869	水・土のみ開館 10:00～16:00	6,001.73 m ² 清田区	鉄筋コン造 2 階建の 一部 258.68 m ² 清田区	昭和 58 年 5 月	あしりべつ郷土館運営委員会 当番 1 名	1,800 点	1,521 人
7	屯田郷土資料館	北区屯田 5 条 6 丁目 屯田地区センター内 772-1811	月・年末年始 13:00～16:00	3,088 m ² 北区	鉄筋コン造 2 階建の 一部 396 m ² 文化部	昭和 63 年 11 月	屯田郷土資料館運営委員会 当番 1 名	1,328 点	1,526 人
8	福住開拓記念館	豊平区福住 1 条 4 丁目 福住まちづくりセンター併設	土・日・祝（9 月 15 日を除く）・ 年末年始 9:00～17:00	551 m ² 地域振興部	木造 2 階建の一部 120 m ² 文化部	昭和 53 年 9 月	福住三六会 まちづくりセンター職員が兼任	833 点	— （カウント無）
9	平岸郷土史料館	豊平区平岸 3 条 9 丁目 812-2493	日・祝・年末年始 8:45～18:00	子ども育成部	鉄筋コン造 1 階建の 一部 168 m ² 子ども育成部	昭和 57 年 9 月	児童会館 児童会館職員が兼任	435 点	117 人
10	篠路烈々布郷土資料館	北区百合が原 11 丁目 757-2407	開館日は電話にて要確認	870 m ² 地域振興部	木造 2 階建（町内会 館）の一部 34 m ² 烈々布町内会	昭和 57 年 11 月	烈々布会 烈々布会館管理人が兼任	333 点	— （カウント無）
11	定山溪郷土博物館	南区定山溪温泉東 4 丁目 定山溪小学校内 598-2012	11 月～4 月 9:00～16:00	小学校敷地内 教育委員会	木造平屋建 展示面積 140 m ²	昭和 57 年 5 月 平成 18 年 4 月 リニューアル開館	定山溪観光協会（カードキー貸出） 博物館運営委員会（地元有志）	約 1,000 点	88 人
12	琴似屯田歴史館資料室	西区琴似 2 条 7 丁目 西区役所分庁舎 2 階 614-8245	水のみ開館 （祝日を除く） 10:00～16:00	594.04 m ² 西区	鉄筋コン造 2 階建の 一部 82.23 m ² 西区	平成 7 年 4 月	NP0 法人札幌郷土文化推進センター 当番 1 名	約 2,000 点	180 人
13	白石郷土館	白石区南郷通 1 丁目南 白石区複合庁舎内 861-2405（区総務企画課）	土・日・祝・年末年始 （第 2 土・日曜は開館） 8:45～17:15	4251.31 m ² 白石区	鉄筋コン造地下 2 階地 上 7 階建の一部 75 m ² 白石区	平成 28 年 11 月	白石ふるさと会 管理人の常駐なし	約 70 点	— （カウント無）

議案第 1 号 令和 5 年度事業報告について

1 令和 5 年度「札幌市歴史文化のまちづくり推進事業」及び「札幌市歴史文化の観光拠点づくり推進事業」企画支援及び実施業務

- ・ 令和 2 年度から 4 年度にかけて、市民や専門家の意見を反映して設定した「関連文化財群とストーリー」を生かし、文化財等に関する情報発信の強化を行うとともに、会員とも更なる連携を図り、インバウンド対応も視野に入れた観光拠点としての札幌の魅力向上を図る。
- ・ これまでは主に文化庁からの補助金により各事業を実施してきたところだが、令和 5 年度は総括評価期間として補助金の交付が受けられなかったため、例年実施していたボランティアガイド講習会、モニターツアー事業については実施しなかった。
- ・ 下記(1)～(3)の企画・運営について、令和 5 年 10 月 26 日に業務委託

【業務受託者】株式会社ノーザンクロス

(1) 市民ワークショップの開催

① 実施時期

第 1 回令和 5 年 12 月 23 日(土)、第 2 回令和 6 年 2 月 3 日(土)

② 内容

市民等が、札幌で大切に守り伝えられてきた文化財を掘り起こし、その価値や魅力について、観光やまちづくりへの活用の観点で意見交換を行うワークショップを開催した。

第 1 回は「みち」、「酪農」、「鉄道と軌道」の 3 つのテーマについて、専門家の方による講演の後、市民 23 名（申込者数 28 名）、専門家及びヘリテージマネージャー・コーディネーター等 9 名がテーマごとのグループに分かれて活発な意見交換を行った。

【専門家】：「みち」 松岡 洋一 氏

「酪農」 田山 修三 氏

「鉄道と軌道」 和田 哲 氏

第 2 回は、様々な視点から、令和 6 年度以降の「関連文化財群とストーリー」に繋がる素材を集めることを目的として実施した。前回に引き続き、専門家の方による、「未来に残したいと考える『私の文化財』」の発表の後、各グループで参加者がそれぞれ考えてきた「私の文化財」について発表し、文化財同士のつながりや魅力を考え、共有した。



(第1回) 松岡氏による講演



(第1回) 田山氏による講演



(第1回) グループごとの意見交換



(第2回) 和田氏による講演



(第2回) グループごとの意見交換



(第2回) 話し合いの結果を発表

(2) シンポジウム「さっぽろれきぶんフェス」の開催

① 実施時期

令和6年3月17日（日）

② 会場

札幌市芸術文化交流センター 1階 SCARTSコート

③ 内容

- ・札幌の文化財や歴史文化の価値及び魅力を周知・啓発するシンポジウム。
- ・講演、文化財の魅力に触れるステージ及びパネルディスカッション及び体験ブース
- ・当日までの期間で、シンポジウムの開催や今年度の取組みを市民向けに周知する出張パネル展、市内文化財施設や郷土資料館を巡るスタンプラリーを実施。

【パネル展示】

協議会の活動内容、市内の郷土資料館等、文化財関連の活動団体の取組みの紹介など

【体験プログラム】

札幌の歴史文化にちなんだ工作等を体験できるブースを設けた。

- ・札幌軟石のフォトフレームづくり
- ・オリジナル土器・土偶づくり
- ・アイヌ文様の刺繍と木彫体験
- ・室内でカーリング体験

【ステージ企画】

講演①

「遺跡から現在までつながる札幌の歴史文化」

講師：越田 賢一郎 氏

講演②

「札幌おもしろ歴史雑学」

講師：和田 哲 氏

ステージ発表

札幌の四季の曲の演奏

演奏：北白石中学校吹奏楽部員

パネルディスカッション

テーマ「札幌の歴史文化の楽しみ方・生かし方」

パネリスト：越田 健一郎氏（学識者）

和田 哲 氏（調査研究・活用・発信）

伴野 卓磨 氏（旅行商品企画・造成）

高野 康夫 氏（韓国語通訳案内士）

④ 参加者数

パネル展示閲覧者数 約 250 人

体験プログラム参加者 約 50人

ステージプログラム来場者 約 60人



出張パネル展 展示風景



れきぶんスタンプラリー2024 スタンプ台紙



会場全景



パネル展示



体験ワークショップ
(オリジナル土器・土偶づくり)



講演
遺跡から現在までつながる札幌の歴史文化



札幌の四季の曲の演奏



パネルディスカッション

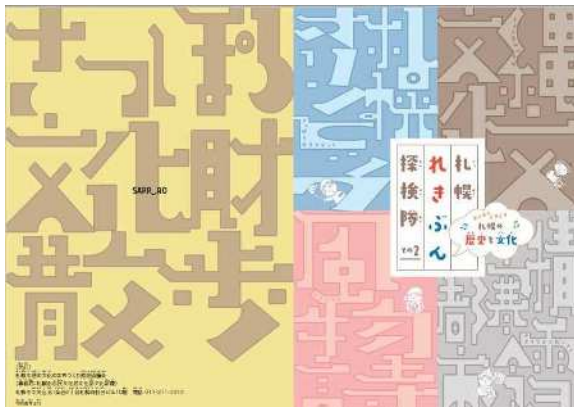
(3) 子ども向け関連文化財群等のPR及び構成文化財等の周遊促進パンフレット製作

① 配架

市内文化財施設、区役所、観光案内所等で、令和6年4月より順次配架。

② 内容

- ・令和3年度に作成した子ども向けパンフレット「札幌れきぶん探検隊」の続編。
- ・令和3年度及び4年度に市民ワークショップにおける市民意見を踏まえて設定した関連文化財群等を題材に、おおむね小学校4年生から6年生の子どもが読むことを想定し、わかりやすく札幌の文化財や歴史文化の価値や魅力が伝わる内容の日本語パンフレットを作成した。
- ・B5カラー2,000部を印刷。
- ・札幌市公式ホームページへもデータを掲載した。



表紙



本編（札幌オリンピック編）



構成文化財所在マップ

2 ふるさと納税寄附金を活用した事業

(1) 募集状況

① 実施時期

令和2年8月～

② 内容

協議会の取組を紹介し、これに対する寄附金の募集を開始した。（ふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」から申込等）

③ 寄附額

令和2年度：21,873千円

令和3年度：71,863千円

令和4年度：94,168千円

令和5年度：53,735千円

累計：241,639千円

④ 活用実績額

令和4年度：5,100千円

令和5年度：15,878千円

残額：220,661千円

⑤ 寄附金の使途・活用について

寄附金については、協議会の活動に賛同していただき集まったものであることから、協議会の設置目的である観光資源等としての文化財・歴史文化の活用にあてる方向。

令和5年度からは「旧札幌控訴院庁舎」（札幌市資料館）の耐震診断と保存活用計画策定にも活用している。

(2) 寄附金を活用した事業

① 拡大版「さっぽろ文化財散歩」の「ようこそさっぽろ」掲載事業

令和3～4年度設定テーマ「札幌オリンピック」「縄文文化」「風物詩」「積雪寒冷都市」を用いた周遊促進パンフレットを、文化財施設周辺の飲食店情報の追加及び英訳を実施した「拡大版」としたうえで、札幌観光協会が管理する札幌観光情報サイト「ようこそさっぽろ」へ掲載した。

※ 主な事業の進行は札幌観光協会



風物詩編 トップページ



風物詩編 英語版

② 郷土資料館支援策検討ワークショップ

札幌市が建物または土地を所有している郷土資料館（計 13 施設）が抱える施設の維持・運営に係る様々な課題（利用者の減少、施設や展示の老朽化、管理者の高齢化など）に対し、地域で郷土資料館を支える仕組みづくりを検討し、館と市民との接点を作る具体的な方策を整理するためのワークショップを実施した。

【第1回】

日時：令和6年2月4日（日）

場所：豊平館 下の広間

内容：グループワーク

テーマ1「私の考える郷土資料館の魅力」

テーマ2「郷土資料館に親しむためのアイデア」

【第2回】

日時：令和6年2月17日（土）

場所：屯田郷土資料館

内容：郷土資料館の方による展示解説

展示見学後、現在の課題等について意見交換

【第3回】

日時：令和6年3月2日（土）

場所：豊平館 下の広間

内容：グループワーク

テーマ1「郷土資料館の課題について」

テーマ2「市民が郷土資料館を支えるためには（仕組み、アイデア等）」



第1回WS グループワーク



第2回WS 現地調査



第3回WS グループワーク

③ 令和5年度未指定・未登録文化財(建造物)調査及び評価検討業務

すでに指定や登録され価値が認められている文化財だけではなく、未指定・未登録の文化財についても、有効に活用しながら良好な状態で後世に継承していくため、各物件にどのような価値があるのか詳細を把握することを目的に、市内の未指定・未登録文化財（建築物）を対象とした現況調査や価値評価を行った。札幌市指定文化財や国登録有形文化財など今後の指定や登録の検討の際の参考資料としても使用する。

【業務実施期間】

令和5年10月11日～令和6年3月29日

【調査対象物件数】

約130件

【調査手法】

平成27年から29年にかけて行った札幌市内に残る文化財（当時は歴史的地域資産と表現）と将来資産（例：建築後50年未満、時間の経過とともに価値や評価が高まるもの）についての調査結果をもとに、その内容を整理、更新しつつ、札幌市内に残る建造物のうち、札幌市指定文化財や国登録有形文化財への該当性の検討を行った。

議案第 3 号 令和 6 年度事業計画（案）について**1 協議会の運営等**

会議を 3 回程度開催し、協議会が推進する事業の進捗状況の確認、事業に関するアドバイザーからの意見聴取及び会員による意見交換、文化財の保存・活用等に関する市民意見の共有等を行う。

2 札幌市文化財保存活用地域計画に基づく事業の推進

市民意見を反映して設定する関連文化財群及びストーリーを生かし、文化財等を周遊するルートの設定や情報発信の強化を行うとともに、会員とも更なる連携を図り、インバウンド対応も視野に入れた観光拠点としての札幌の魅力向上を図る。

(1) 市民ワークショップ開催

【実施時期】 令和 6 年 7 月～9 月頃

【内容】 20 人規模、2～3 日間の日程でワークショップを開催する。
参加した市民意見を踏まえ、「関連文化財群とストーリー」の設定
（1 件ほど予定）につなげる。

(2) ボランティアガイド支援の実施

【実施時期】 令和 6 年 8 月～12 月頃

【内容】 文化財や歴史文化の周遊活動を行っているボランティア等を対象とした講習会を実施し、現在の周遊コースと関連文化財群等を生かしながら、観光客に対し、札幌の文化財や歴史文化の魅力を効果的に伝えることができるスキルアップを図る。
今年度は実践形式の講習を実施する予定。

(3) 関連文化財群及びストーリーを生かした市内文化財の PR 及び周遊促進パンフレット作成

【実施時期】 令和 6 年 10 月～令和 7 年 2 月頃

【内容】 別途設定する「関連文化財群」等をコンテンツとしたパンフレット（一般向け）を 2,000 部作成予定。
「関連文化財群」のストーリーを生かし、市内の文化財の周遊促進につなげる。作成したパンフレットは、文化財施設や観光案内所等に配布する。

(4) シンポジウム「さっぽろれきぶんフェス」の開催

【実施時期】 令和 7 年 1 月～2 月頃

【内容】 札幌の文化財や歴史文化の価値や魅力を周知・啓発するシンポジウムを 1 回開催する。併せて、5 日間程度札幌の文化財に関するパネ

ル展示も実施し、関連文化財群等を生かし札幌の歴史文化観光に関する情報発信を予定。市民との意見交換の機会としても位置付け、市民と連携による文化財を生かした観光拠点形成を促す内容とする。

3 札幌市ふるさと納税の寄附金を活用した事業

(1) 文化財デジタルスタンプラリー事業

【実施時期】 令和6年度中

【内容】 子どもを中心とした若年層、ファミリー層を主なターゲットに、文化財を題材としたデジタルスタンプラリーを行う。

(2) 郷土資料館子ども向け案内冊子作成事業

【実施時期】 令和6年度中

【内容】 市内郷土資料館の子ども世代における認知度向上及び普及啓発を目的としたパンフレットを作成する。作成したパンフレットは各郷土資料館等へ配布の予定。

(3) 北海道デジタルミュージアム多言語化事業

【実施時期】 令和6年度中

【内容】 令和4年度に北海道デジタルミュージアムへの掲載した市内郷土資料館4館（札幌村郷土記念館、簾舞郷土資料館、新琴似屯田兵中隊本部、つきさっぷ郷土資料館）所蔵品情報（日本語）を英・韓・露・中（簡・繁）の五言語に翻訳する。

※ 想定スケジュールについては別紙参照。

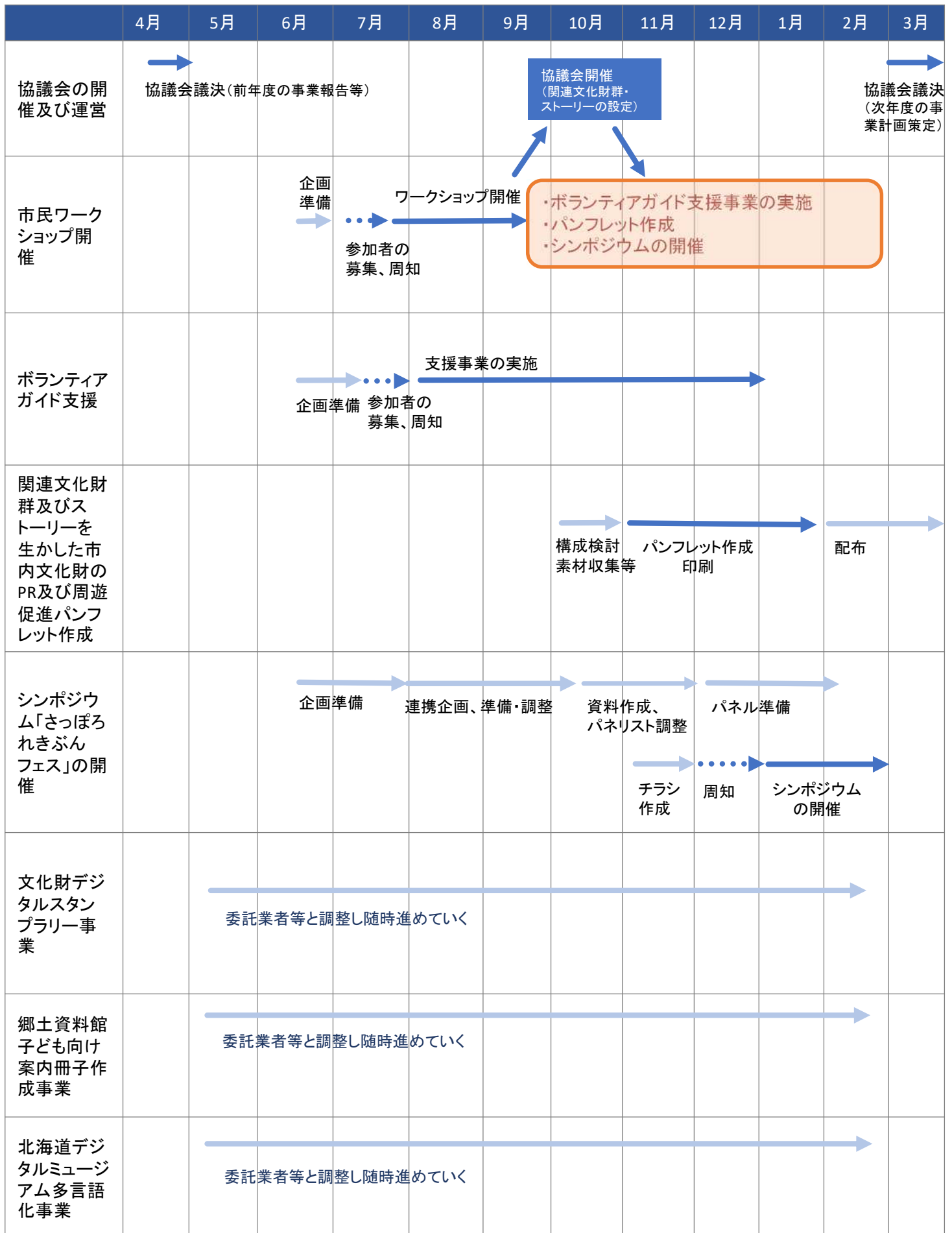
(4) その他

① 拡大版「さっぽろ文化財散歩」サーバ維持費

② 「さっぽろ文化財散歩」増刷費

※ 事業内容及びスケジュールは、交付要望中の文化庁補助金の採択結果により変更する可能性がある。

令和6年度札幌市歴史文化のまちづくり推進協議会 スケジュール（案）



札幌市地域文化財認定制度要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、札幌市内（以下「市内」という。）で、地域の歴史の中で生まれ、育まれ、今日まで守り伝えられてきた資産を、札幌市地域文化財（以下「地域文化財」という。）として認定することにより、市民が文化財の価値や魅力を共有し、将来への継承に寄与することを目的とした札幌市地域文化財認定制度（以下「認定制度」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(地域文化財の対象)

第2条 地域文化財の対象は、概ね 50 年以上の歴史があり、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）、北海道文化財保護条例（昭和 30 年北海道条例第 83 号）及び札幌市文化財保護条例（昭和 34 年札幌市条例第 31 号）の規定による指定、登録、選択、選定（以下「指定等」という。）がされていないもので、次の各号に掲げるものとする。**ただし、公開、披露等により公衆が確認可能であるものに限る。**

(1) 有形文化財

建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で歴史上又は芸術上の価値を有するもの並びに考古資料及び歴史資料で学術上の価値を有するもの

(2) 無形文化財

演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で歴史上又は芸術上の価値を有するもの

(3) 有形民俗文化財

無形民俗文化財に用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で、市民生活の推移の理解に役立つもの

(4) 無形民俗文化財

衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術その他の無形の文化的所産で、市民生活の推移の理解に役立つもの

(5) 記念物

遺跡、庭園、寺社境内地、樹木、植物群生地などで、歴史、芸術、学術上の価値を有するもの

(6) 文化的景観

地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で
地域の生活又は生業の理解に役立つもの

(7) 伝統的建造物群

周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で歴史上
の価値を有するもの

(8) 文化財保存技術

材料製作、修理・修復の技術等で文化財の保存のために必要と認められるもの
(地域文化財候補の選出)

第3条 地域文化財の候補は、市民等から推薦されたものとする。

2 前項の規定による地域文化財の候補を推薦しようとする者(以下「推薦者」という。)は、札幌市地域文化財推薦書(第1号様式)に対象文化財の概要がわかる写真その他必要な資料を添えて札幌市市民文化局長(以下「局長」という。)に提出しなければならない。

3 推薦者は、同意書(第2号様式)により所有者及び権原に基づく占有者(以下「所有者等」という。)の同意を得なければならない。ただし、景観等明確な所有者が判明しない場合は、この限りでない。

(地域文化財の認定)

第4条 地域文化財の認定は、局長が行う。

2 局長は、地域文化財の認定にあたり、札幌市文化財保護審議会の意見を聴くこととする。

(証書の交付)

第5条 前条による認定をしたときは、局長は所有者等に札幌市地域文化財証書(第3号様式)を交付する。ただし、所有者等が判明しない場合は、当該地域文化財の管理者に交付することとする。

(地域文化財の管理)

第6条 地域文化財の所有者等及び管理者(以下「所有者・管理者等」という。)は、地域文化財を適切に管理し、保存・活用に努めるものとする。

2 所有者・管理者等は、地域文化財の管理や現状変更等に際して、札幌市市民文化局(以下「市民文化局」という。)に助言を求めることができる。

3 市民文化局は、地域文化財の所有者・管理者等に対し、その管理や現状変更について必要な助言を行うものとする。

(滅失又は毀損等の届出)

第7条 地域文化財が滅失、毀損又は亡失したときは、所有者等又は管理者は滅失・毀損・亡失届（第4号様式）により、速やかにその事由を具して局長に届け出るものとする。

(現状変更及び所在変更の届出)

第8条 地域文化財の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき及び地域文化財の所在を変更し、又は所有権を移転しようとするときは、所有者等は現状変更・所在変更届（第5号様式）により、局長に届け出るものとする。

(所有者・管理者等の変更)

第9条 地域文化財の所有者・管理者等に変更が生じた場合は、新しく所有者・管理者等となったものが、所有者・管理者等変更届（第6号様式）により、速やかに局長に届け出るものとする。

(証書の再交付)

第10条 所有者・管理者等が札幌市地域文化財証書を紛失若しくは亡失し、又は著しく破損若しくは汚損したときは、札幌市地域文化財証書再交付申請書（第7号様式）を局長に提出し再交付を受けることができる。

(地域文化財の顕彰)

第11条 市民文化局は、地域文化財の管理に支障のない範囲で広く市内外に周知し、地域文化財に関する情報発信を行うものとする。

(地域文化財の記録)

第12条 市民文化局は、地域文化財について、札幌市地域文化財台帳（第8号様式）に登載し、現状変更等の履歴及び活用について記録する。

(地域文化財の認定の取消)

第13条 局長は、地域文化財が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、地域文化財の認定を取り消すものとする。

- (1) 滅失、毀損等により地域文化財としての価値を失ったとき。
- (2) 地域文化財が市内に所在しなくなったとき。
- (3) 文化財保護法、北海道文化財保護条例及び札幌市文化財保護条例による指定等を

受けたとき。

2 局長は、地域文化財が次の各号のいずれかに該当する場合は、地域文化財の決定を取り消すことができる。

(1) 所有者等からの申し出があったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、特別な事由が生じたとき。

3 局長は、前2項の規定により決定を取り消した場合は、札幌市地域文化財決定取消通知書（第9号様式）により、所有者等に通知するものとする。

（事務の所管）

第14条 認定制度の運営に関し必要となる事務は、札幌市市民文化局文化部文化財課が所管する。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月5日から施行する。